

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○櫻田委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

先週に引き続きということで、質問に立たせていただきましたと思います。

まず、先週の委員会の質疑なんですけれども、一言申し上げます。

消費者庁の答弁というのは、非常に私から見るとはぐらかしが多い、そしてわかりにくかったと言わざるを得ない、そういう質疑だったと思います。特に、事業者の予見可能性については、一般の事業者は予見可能性がなくてもよいかのような答弁で、これも非常に驚いたところであります。

議員の質問にはつきりわかりやすく答えていただくというのは、それをもってやはり消費者の皆さんにも届くものでありますから、本日は、先週のようなものではなくて、きっちり明快に御答弁をいただくように、まず冒頭お願いをしておきたいと思えます。

そして、今篠原委員の方からもる質問がありました「社会生活上の経験が乏しいことから」ということ、ここはざっと多くの委員の皆さんが本当にこの要件は大丈夫なのかと心配をしているところがあります。ですので、私もまずこの確認からいきたいと思うんです。

まず、五月十七日、先週ですね、福井大臣は私の質問に、私が、若年者に限定する趣旨ではないですよという確認をしておりますので、それに対してお答えをいただければと思いますというところで、もちろん、年齢によることはないわけでございます。まして、高齢者も含まれているということでございます。この答弁のままということ、この確認だけ、イエスカノーで答えください。

○福井国務大臣 今の私のコメントを含めまして、もう一度最初から整理をさせていただきますと、社会生活上の経験が乏しいという要件は、主として若年者層を消費者契約による被害から保護することを念頭に、主として若年者層を念頭に保護すべき対象者の属性として規定したものでございます。まずこれが基盤でございます。

そして、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若者は当然ながら適用されるわけでございますけれども、若年者じゃなくても、年齢にかかわらず、高齢者であっても、就労経験等がなく外出や他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる者については、年齢にかかわらず本要件に該当し得るものと考える、これが整理した御答弁でございます。

○尾辻委員 そうしますと、やはりこの十七日の私の答弁とも違いますし、五月十一日の代表質問の答弁とも変わってきますよね。代表質問の答弁のときに、若年者だけが該当するのか、それとも高齢者も該当するのかといったときのお答えは、高齢者であっても、契約の目的となるものや勧誘の形態との関係で、本要件に該当する場合がありますというふうに答えられています。これはどうなるんでしょうか。この大臣答弁というのは撤回されたということですか。

○福井国務大臣 ありがとうございます。

五月十一日の衆議院の本会議で、高齢者であっても該当し得るという答弁をさせていただきました。

もう一度整理をさせていただきますと、靈感商法については、消費者が若年者である場合には本要件に該当し得るというふうにお話をさせていただいております。

他方、靈感商法の被害者となった消費者でも、その者が若年者でない場合には、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ないとは言えないことから、一般的には本要件に該当しないと考えられるということでございます。

もともと、しかし、就労経験がなく、自宅に引きこもり、他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる者については本要件に該当し得るということでございます。

で、そういう条件がついた高齢者について該当し得るといふふうに御答弁させていただいたわけでございます。

○尾辻委員 大臣、申しわけないんですけども、私の時間は非常に限られておりますので、簡潔な答弁をぜひともぜひともお願いしたいと思います。今、同じことを何度も繰り返し返されております。

指摘しておきますが、大臣、代表質問ではこういうふうに答えているんですよ。高齢者であっても、契約の目的となるものや勧誘の態様との関係で、本要件に該当する場合があります。今回、これをわざと抜いておられるわけですね。何でここを抜くのか。代表答弁から委員会の答弁で変わるというのは、これはあり得ないことだと思えますよ。なので、ちよつともう、この答弁を維持されるのか撤回されるのか、この発言のみで、イエスカノーでお答えください。それ以上長い答えは要りません。

○福井国務大臣 今、契約の目的となるものや勧誘の態様についてでございますけれども、これは、社会生活上の経験が乏しいことと過大な不安をおおること、この二つを結ぶ因果関係の有無等を判断する際に参考となるといふふうに考えているわけでございます。

○尾辻委員 それは篠原さんの答弁と一緒になんですよね。もうずっと聞いていますけれども、ちゃんとお答えいただけないということ、ちよつと、今度は、このことで一体どうすることが起こるので、一個一個確認をしていきたいと思えます。

まず、皆さんもおっしゃっているように、専門調査会でも消費者委員会でも議論されていない言葉がまずいきなり条文化されたというのは、非常に唐突感と違和感を感じないわけですか。これで本当に救済される人たちが狭まってしまふんじゃないか、これが一番私たちが危惧しているわけですか。それから、ここについて聞いていきますけれども、中高齢のデイト商法、私はこれが入らなくなるんじゃないかと非常に危惧しております。

皆さんのお手持ちに配らせていただきました、添付資料の一番目を見ていただきたいんですけども、今回のデイト商法というのは困惑類型の二に当たるわけですね。人間関係の濫用だという部分です。

グラフを見ていただきたいんです。デイト商法の契約者の年齢別割合ということで、これは年齢を見ると、若い部分が二十歳代なわけです。わざわざここにだけ四九・七%というふうに数字が書かれています。では、他方、反対を見ていただいたら、四九・七%以外は、三十代、四十代、五十代、六十代、こういう方もデイト商法の被害に遭っているという事実があります。では、この人たちも、若者だけじゃない、この人たちも同様に救わなければならない、救済対象にならないければいけないと思えますが、こちらはいかがですか。

○福井国務大臣 今ちよつと照合しようと思つたんですけども、こちらのデータは、二十代までで約五割を占めている、四十代においては一二・七、五十代については五・三、六十代は二・三というところでございますので、中高齢においては必

ずしも、事業者の行為により類型的に困惑する消費者とは言えないというふうに考えたわけでございます。

○尾辻委員 ということは、確認ですけれども、二十代は救われますけれども三十代から上は救われないという今答弁ですか。

○福井国務大臣 この同号の対象とすべき者は、類型的に合理的な判断ができない状況に陥る消費者でございますので、中高齢については自立した消費者というふうに考えているわけでございます。

○尾辻委員 いや、驚きましたよ。「社会生活上の経験が乏しいことから」が入ってしまったことによつて二十代しか救えないと大臣はおっしゃつたわけですよ。いいんですか、この答弁で。

○福井国務大臣 全く救わないということではございません。もつとも、中高齢を対象とする事例について勧誘態様が悪質な事例においては、民法上の不法行為等により救済される場合があります。わけでございます。

答弁を短くしましたのでちよつと省略し過ぎたかもしれませんけれども、いずれにしても、同号の対象とすべき者は、類型的に合理的な判断ができない状況に陥る消費者を救おうとするものでございます。

○尾辻委員 次の確認に行きますけれども、第四条第三項第四号で、これは確認したいんですが、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛その他の好意の感情を抱きというのがあります。その他の好意の感情というのはどのようなものがあるのか。例えば、親しい友人関係、親

子や孫同然のつき合いなどは入るかどうか、簡潔にお答えください。

○福井国務大臣 代表的なものは恋愛感情でございますけれども、それ以外の好意の感情であつても、よい印象や好感を超えて、恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、本規定の対象となり得ると考えてございます。

本号における好意の感情というためには、相当程度に親密である必要があります、単なる友情といった感情は含まれないわけでございます。

○尾辻委員 単なる友情と親密な友情をどうやって客観的にはかるのか、私には全然わかりません。例えばいきまますよ、大学の同じサークルの後輩に対し、商品販売の目的を隠して親切に世話をやいている先輩、後輩の関係を築いた後、そのような人間関係を今後も続けるために必要であるということと高価な商品を買わせるような事案、これは保護されますか。親しい友人関係です。

○福井国務大臣 ちょっとそのものずばりじゃありませんけれども、同じ寮で生活し、出身地や出身高校も同じである大学の先輩、後輩の親密な関係や、大学のサークルに入り、学生生活のほとんどの時間をサークル活動を中心にして過ごしている消費者が日ごろから家族同然の関係にある同じサークルの先輩への感情については、該当し得るということでございます。

○尾辻委員 次に、その好意というのが、高齢者の好意の感情につけ込む勧誘ということで聞きたいと思えます。

先ほどから申し上げている恋愛感情だけじゃな

い好意の感情、そしてそれにつけ込む勧誘ということですが、今、高齢者の方が非常にこのような商法に遭っているわけですね。親族、近所のつき合いの少ない寂しい独居の高齢者が、販売員を孫や子供のように思い、親密な関係となり、投資商品や健康食品、医療器具などを売りつけられる例ということで、こちらにも添付の新聞記事をつけさせていただきます。

この新聞記事を見ても、日本消費経済新聞の一月十五日号ですけれども、これはジャパンライフの例でございます。地方に住む高齢者の買物や通院の送り迎えをして信頼させ、定期預金や保険を解約させ、老後のために蓄えた資産のほとんどをジャパンライフにつき込まれる悪質な手口も明らかになってきたということ、ここに書かれているのは、ジャパンライフの担当者が、高齢者の足がわりになって、車で買物や通院の送迎をし、薬をもらい終わるまでそばで待ち付き添っていた、親切な対応に、担当者を信じ切ってしまったなど、こういう好意の感情というものをどうも利用しているんじゃないか。

もう一枚おめくりいただきまして、「だまされる心理からみる高齢者トラブル」ということで、これは、国民生活の二〇一三年八月号のところでございます。

黄色い線、ハイライトがあるかと思いますが、その最初から読み上げますと、だまされる高齢者の心理はこういうものですよ。「また、一人暮らしは孤独と向き合うことにもなります。親切に話しかけてきたり、話をじっくり聞いてくれる

他者は孤独を癒やしてくれる存在です。こうした親切な他者に対して好意を抱くようにもなります。つまり、条文中で言われる好意が、このようにして抱くようになるとここで言っているわけですね。「このような傾向は若齢者であっても同様です。ただし、高齢者においては、他者からの親切や好意に対して、こちらも好意をもって対応することの重要性を歳を重ねるなかで学んでいます。他者からの好意に対して、誠実に対応する傾向があだになるように悪質商法のシナリオが作られていることも高齢者にとって不利といえます。」

ということで、親切な他者に好意を抱く、高齢者の他者からの好意に対して誠実に対応する傾向がある、こういったことにつけ込むいわば親切商法ですね、この高齢者の好意というのは、その他の好意という今回の条文中の中に入りますでしょうか。

○福井国務大臣 親切商法の事例でございますけれども、高齢者については、今先生御指摘のとおり、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ないとは言えないことから、一般的には本要件に該当しないと考えられますけれども、消費者が若年者でない場合にあっては、就労経験等がなく、自宅に引きこもり他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる者については、本要件に該当し得るわけでございます。

○尾辻委員 大臣、申しわけない、答弁がすれ違つております。

好意の感情に入るか入らないかということ聞いております。解釈でございます。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

好意の感情でございますけれども、ここについては、他者に対する親密な感情を言うということでございます。

ただ、この条文では、その例示として恋愛感情を例示しておりますので、それ以外の好意の感情でありましても、よい印象、あるいは好感では足りません。ただし、恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、本規定の対象となり得るということでございます。御指摘のケース、同じジャパンライフでもいろいろなケースがあり得ると思えます。

そういう意味において、全てが入るとか入らないとかということにはちょっと申し上げにくいというふうに思います。恋愛感情と同程度に相当程度に親密である、恋愛感情と同程度に親密な感情であるというふうになった場合には入り得るということでございます。

大臣が申し上げますのは、それはそれとして、その前の社会生活上の経験が乏しいということ、これも満たさないと取消しにはなりませんということを申し上げたわけでございまして、それぞれ要件がございまして、これらの要件を全て満たしたというときに取消しが認められるというふうになっているというところでございまして。

○尾辻委員 私は、好意の感情のところを聞いたわけです。

ジャパンライフのことを言いますと、今すごい被害額になっているわけですよね。お手元に資料があるかと思えます。円グラフでカラーになって

いるものがあるかと思えます。これは、ジャパンライフの被害、消費者センター、生活センターとかに寄せられた相談件数と被害額なんですね。

平成二十七年から二十九年度で、五百十五件起まっている。そして、右、相談件数の既に払っている金額の内訳ですけれども、最高額は五億円、そして平均額でも一千八百六十万円被害に遭っているわけです。左下を見ていただきたいんですが、相談件数の年齢別内訳でいくと、七十歳代が三十四%、八十歳代が三十九%ということで、高齢者をやはり狙われているわけです。相談の性別でいうと女性が多いし、無職の方が多いということなんですね。

こういう被害に遭っている人たち、こういう人たちにこそ取消権が私は与えられるべきだと思います。こういう問題を、もし今回の消費者の改正でもだめだよということになったら、これは何のための、誰を救うための消費者契約法の改正なのか分からないというふうに思うんですね。ですので今回聞かせていただいたわけでありまして。

本当にこれが救われるのかどうか。消費者契約法が誰のためにあるのか。そして、今高齢者の被害が非常にふえている中で、このことについては取消権が認められるべきだと思えます。

次に行きます。

第四条三項三号の例の方で聞いていききたいと思います。これは具体例でまたお聞きいたします。ネットに詳しくない中高年者の不安をおおる商法はどうなるかということです。

例示をいたします。

例えば、企業の勤務経験はあるがインターネット環境に余り触れてこなかった中高年者が、ネットを使用中に突然、ウイルスに感染するおそれがありますという警告表示が出たため、慌てて表示の番号に電話したところ、セキュリティソフトを販売されたといった事例については、これは社会生活上の経験が乏しいという第四条三項三号の適用がされますでしょうか。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣がお示しした基準によりまして、就労経験がある等の場合に、社会生活上の経験が乏しいということは言いにくいのではないか、言える場合は極めて限られているのではないかとこのように思っております。

○尾辻委員 当てはまるのか、当てはまらないのかというのとはどちらでございましょう。

○川口政府参考人 基本的に当てはまらないというふうに思えます。

○尾辻委員 これも当てはまらないんですか。

インターネットになれていない方というのは、社会生活上のインターネットの経験が乏しい方ですよ。そして、インターネットを使いたいという希望、願望がある人ですよ。その人に対してこの取消権ができないという答え。これは私、本当にいいのか、誰のための取消権になるのか。

そして、先ほどから、一番最初に言っているように、社会生活上の経験が乏しいことから余りに要件が狭くなってしまうんじゃないですかといったときに、いや、高齢者も中に入りますよ、そして年齢だけじゃないですよという話だったと私

は思うんですよ。

これはよくある話です。多分大臣も見たことがあるし、皆さん見たことがあると思うんですよ。こうやっていきなり、画面を見ていたらウィルスに感染するおそれがあると言われて。これも守れないという答弁で本当にいいのかということ、私、これは非常に驚きです。

次に参ります。

あと、不安をあおる行為というものの解釈も聞いていきたいと思いますが、不安をあおる行為というものは、専門調査会の議論では、明示による場合に限らない、黙示による場合も含まれるという議論であったというふうに聞いております。

不安をあおること、願望を実現するために必要であると告げること、これは別の行為なんでしょうか。不安をあおることと願望を実現するために必要であると告げること、これが別の行為なのかどうか。例えば、病気を治すためにこのサプリが必要、これは不安をあおっていますよね。こちらについての解釈をお聞かせください。

○福井国務大臣 不安をあおり、告げるといふふうに修飾語句になっております。不安をあおり、告げることとは、消費者に将来生じ得る不利益を強調して告げる場合をいいます。不安をあおるような内容を直接的に告げなくても、契約の目的となるものが必要である旨の告知を繰り返したり、強い口調で告げたりして強調する態様でも該当するわけでございます。

例えば、過大な不安を抱く学生に対して、そのことを知りながら、このセミナーを受講すればあ

なたでも就職できませんなどと繰り返して告げる場合も、不安をあおるものとして取消しの対象としております。

○尾辻委員 今の答弁でいうと、必ずしも別々でなくてもいいというお答えですかね、不安をあおることと、願望を実現するために必要であるということを告げること。

では、お答えください、もう一度。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

行為自体は一つであっても、評価として、この条文の個々の、御指摘の二つについて評価できるということが必要。だから、行為は一つでも一体のものであってもよいという解釈をとっております。

○尾辻委員 一体であってもよいということでありませぬ。

そして、もう少し解釈を聞きますけれども、不安をあおるといふことが、これは本人の不安だけなのかという部分であります。イの部分では「進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項」というふうにあります。消費者の不安をあおって契約させる、そのあおった不安は消費者自身の不安ということに限定なのかどうか。

例えば、娘の健康、つまり家族の健康に関する不安をあおった場合とか、親の健康に関する不安をあおったという場合も、これは不安をあおるといふ類型に入るのかどうか、取消しの対象とされるべき解釈になるのかどうか、お聞かせください。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、その不安は当該消費者、契約をした

消費者の不安である必要がございます。ただ、不安の対象が、さまざま、自分のことに限らず、社会生活上の重要な事項というところに入る必要があります。その場合に、御指摘のような場合に、イの方の社会生活上の重要な事項と読めるということであれば、あとは当該消費者が不安を持っているという必要がありますが、そうであれば対象になるということでございます。

その他、先ほど大臣から申し上げている社会生活上の経験が乏しいことから、それは別の要件でございますので、その点についてはお答え申し上げます。

○尾辻委員 ということで、確認ですけれども、娘の健康に関する不安をあおった、親の健康に関する不安をあおったというのは当てはまるということでしょうか。

○川口政府参考人 主体の問題はございます。消費者はどうかという話があります。それを別にすれば、娘の健康に対する当該消費者の不安というふうには不安をあおったということになれば、これは入り得る、そこについてだけ言えばですね、ということになるかと思えます。

○尾辻委員 今ちよつとるる聞いてきたんですけども、結局、これは非常に要件が狭まっているんですけども、例えばジャパライフの件も救われるんですかと言っても、何か微妙なお答えがいっぱい出てくるわけですね。本当に、社会生活上の経験が乏しいことからということ、消費者のためになったのかということについて、私、やはり今のこの質疑を聞いていても、これが入ったこと

で非常に態様が狭まってしまったんじゃないかなと思わざるを得ないと思うんです。

きょうは消費者庁の長官をぜひ呼んでいただきたいということで、お願いを申し上げておりました。

といいますのも、お聞きしたいことがあったんです。添付のところをおめぐりいただきまして、三月二十日、消費者庁長官がこのようにおっしゃっているわけなんです。どうおっしゃっているかというところ、この下線の部分をごらんください。

消費者委員会の答申には含まれていない二つの契約取消権について、消費者委員会の答申には全くなかった、社会生活上の経験が乏しいという要件を消費者庁が追加しています、これについて、日弁連の会長声明では削除を求め、消費者委員会からは、こういう手続上、答申内容を変更する場合は、事前に連絡があつて、相談をすることがしかるべきではないかという意見が出ていますが、これについても御見解を教えてくださいというところで、消費者庁長官はこう答えているわけですね。それぞれのお立場からいろいろ御意見があることは当然かと思いますが、政府として法案を閣議決定いただいたものでございますので、消費者庁が全てについて自由にできるということではないのだと思いますというふうにお答えをされているわけですね。

この法律というのは、消費者に不必要な契約をさせる悪質な事業者を排除して、健全な事業者の経済活動を促進して日本経済の発展に資するといふふうになっているわけですよ。若年者から高

齢者まで全ての人々が安全、安心な生活を営んでいける社会を本来目指していくべきもの、これは事業者庁でない消費者庁だからできること、そこに消費者や国民は期待をしているわけですよ。

この発言というのは一体何なのかということ、私は長官に、自分の意思で、この文言は今でも絶対に必要な、つまり、この二つの文言が必要だと思っているのかということをお聞きしたかったんですよ。

そして、後で言うておられる、消費者庁が全てについて自由にできるということではないのだ、消費者庁が消費者契約法を自由にできるということではないのだとお答えになっているわけですね。これは大問題な発言で、一体何なんですかということになるわけで、この答弁についての消費者庁長官の発言を求めたんですが、残念ながら、きょう来ていただくことができませんでした。このことについてお答えをいただきたいと思っております。

○福井国務大臣 ちよつと逆読みといましようか、消費者庁長官が言いたかったことは、政府として法案を閣議決定いたしました、つまり、責任は、文責は、法案を提出した責任は政府にあるということ、消費者庁一人が法案を練って消費者庁だけで出したものではない、消費者庁は全てについて自由に、一人だけで勝手にできるということではないということをお話ししたわけでございます。

この法益といましようか、その法律を出させていただいた目的も、専門調査会の意見を経て、そして専門調査会の事例について、ほとんど原則

として取り消すことができる場合になるような法文として提出をさせていただいたということで、私どもはできることをきちんと確実にやっていたいと思っております、そういう文言になったと解釈をしております。

○尾辻委員 どういうことかちよつとわからないので、ちよつと質問の仕方を変えますけれども。

消費者庁が消費者を守るということを自由にできないということをおっしゃっていること自身がおかしくて、そして、今の御答弁にもあつたように、専門調査会でも消費者委員会でもこの文言は入っていないわけですよ。ですから、消費者庁の中でこの話が一体どこから出てきて、そして、最後に言っているわけですよ、消費者庁が全てにおいて自由にできるということではないんだ。これがどういう意味なのか。消費者庁が消費者保護について、消費者委員会の言うこと、異例の付言をつけたこと、こういうことを聞けないとしたら一体どうなるのかということですよ。

○川口政府参考人 通常、私ども、消費者法を消費者庁ができる前から何度もつくっておりますけれども、消費者委員会あるいは審議会などの答申を十分尊重します。ただ、出た後、法制的な見地からよく検討します。

今回、取消しが効果です。そうすると、政府部内の、日本の法律の中で取消しという効果を与えるべきものはどういう水準なのか、精査をいたします。その精査をいたしまして、過去の経緯、原始消費者契約法が平成十二年にできたとき、どういふ考え方で取消しを決めたかということを確認

をいたします。そのときに示しているコメントアウトに出しているものについては、例えば困惑を要件とした取消し事由については、契約成立についての合意の瑕疵があり、それが重大で決定的であるため、民法九十六条の強迫に当たらなくても消費者が当該契約の効力規定を主張し得るという趣旨であります。

ですから、この水準まで行くまでのものかどうかということをお我々は精緻に検討します。ですから、消費者委員会の報告書の中にも、「政府内における法制的な見地から更なる検討を行い、」ということがございました。これを消費者庁内で、少なくとも半年以上にかけて精緻な検討を行った上で条文をしております。

ですから、消費者委員会の検討、これは私ども諮問したものでございますので、尊重はいたしませんけれども、そこにある表現の一言一句がそのまま条文になるものではない、条文にしないということについては、これまでもそのような例はございます。そのようにしておりますので、今回もそういうものでございます。

なお、法案は当然ながら閣議決定をして提出をしておりますので、消費者庁長官、消費者庁だけのものではございませんけれども、基本的には、この内容については消費者庁で検討して、それを閣議決定をお願いをして、それで提出をさせていただきますという経緯がございます。

○尾辻委員 次の質問へ行きますね。

付言を盛り込んだ答申の趣旨を十分に踏まえている法律案か、ここも大事なところでありますか

ら、先ほどの質問ともかかわって、お答えともかかわってきますので、お答えいただきたいと思えます。

先ほどから申し上げているとおり、これは消費者委員会が、異例とも言える三つの付言がつけ加えられたわけですよ。これは消費者委員会が、現在の立法的な動向であるとか社会情勢を考慮して親の委員会として喫緊の課題だろうというものを政策的に評価して加えたものだと言明しております。

喫緊の課題として消費者委員会から示された三つの付言について、消費者庁はどのようにこれを検討して、どのように対処したのか。検討の期間その内容とその結論、具体的に本当は示してほしんです。だって、答申からわずか十日余りで意見募集をして、専門調査会でさえ結論が得られなかった内容を検討して結論を出した。この消費者庁の検討経緯、これは大臣、どのように認識をされているんですか。お伺いします。

○福井国務大臣 詳細は次長の方から答弁させますけれども、この法律案は、消費者委員会の答申で法改正を行うべきとされた事項につきまして法制的な見地から検討を行い、先ほど申し上げましたように、政府全体として検討して、そして、盛り込むべきものは消費者庁の責任において盛り込んで、そして、全てのケースについて消費者が守られるようにしたつもりでございます。

しかし、今回の法改正とすることを見送ったものの、例えば平均的な損害の額につきましては、引き続き検討を進めていくということでございます。

答申の付言につきましても、重要な課題と考えておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

大臣から御答弁したとおりでございますけれども、報告書にあるものにつきましては、措置すべき内容を含むとされた論点でございます。そこから更に、法制的な見地から、条文のつくり方、果たして本当に条文のとおり条文をつくれるかなどあるいは、消費者委員会の宿題にきっちり政府として答えられるかなどを検討した上で条文化をしております。

他方、この答申の付言でございますが、一つ一つお答えいたしますと時間を要するわけでございますが、これにつきましては、基本的な方向性が検討会の報告書の段階で出なかったものでございます。

ただ、それだけで終わりますと、委員会としては、この論点が重要だということについて見過ごされて、今後の検討が進まないのではないかと、いふうにお考えになったのではないかと、いふうに受けとめております。ここでしっかりと付言いただいた三点について、いずれも重要ということでございますが、この通常国会に提出するまでに、内容、方向性を更に精緻化して、それを条文化する、法制的見地も含めて条文化することとはできなかったということでございます。

いずれにせよ、重要な方向、視点、論点であるということ、これは消費者委員会答申において指摘されたところでございますので、消費者庁においては、

引き続き、この点について将来課題として検討していきたいというふうに考えております。

○尾辻委員 ちよつとずれているんですけども、とにかく、何で消費者委員会の付言が意見募集されなかったのかということを知りたい。専門調査会の答申だけ意見募集して、なぜ消費者委員会の付言はされなかったのか、ここは私は問題だと思っています。

もう時間がないので言っておきますが、この消費者契約法、今いろいろ、これは入るか、これは入らないかということを知る聞いてきました。

もともとの最初に戻ると、これは包括的な民事ルール、民法などに次いで適用範囲の広い包括的な民事立法というのがもともとの消費者契約法の性質なんですよね。特定商取引法のような、ワンポイントで何かを規制したり、取り締まったりするタイプの法律ではないわけですが、今回、こうしてさまざまな解釈を聞いてきて、類型化とか明示すること、これによって、それ以外の行為はやっぱり構わないというメッセージにならないか、私は非常に不安を持っております。

本当は、相手の弱みにつけ込んで不当な利益を追求するような勧誘行為は許されないという、本当は広い受皿的なルールが必要なんだと思います。ですから、今後、バスケット条項の規定などは早急にスケジュール感を持って検討されることを要望しておきたいと思えます。

河上前消費者委員会委員長も参考人質疑で、消費者契約法が二〇〇〇年にできて十八年になる、この間、小さく産んで大きく育てるといふふう

言われながら、小さいままほっておかれてしまつたとおっしゃっておられました。私たちはこの消費者契約法を大きく育てなければいけない義務があるということをお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。